

知多市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、知多市地域公共交通会議設置要綱第10条第2項の規定に基づき、知多市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関すること。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、知多市企画部長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、知多市企画部市民協働課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、知多市企画部市民協働課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局次長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、知多市の例により行うものとする。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の名称、ひな形、書体、寸法、用途及び保管者は、別表の

とおりとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	ひな形	書体	寸法	用途	保管者
知多市地域公共交通会議会 長之印	知多市地域 公共交通会 議会長之印	てん書	方21	一般文書用	事務局次長